

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年5月26日

栃木県知事
福田 富一 様

提出者

住 所 栃木県小山市中央町1-1-1
氏 名 小山市下水道事業管理者
小山市長 浅野 正富
電話番号 0285-24-7613

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	扶桑水処理センター
事業場の所在地	栃木県小山市大字三拝川岸209番地6
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	下水道事業 [3830]
②事業の規模	令和4年度 流入水量 976,219m ³ /年
③従業員数	26人 (小山市役所本庁常駐者17人含む)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙2のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度 (R4 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排 出 量	18,654 t	t
	(これまでに実施した取組) 濃縮槽での濃縮性を善くした、脱水ケーキの含水率を下げ、減量化を計っていく。また、脱水ケーキを一部資源化した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排 出 量	18,600 t	t
	(今後実施する予定の取組) 濃縮槽での濃縮性を善くし、脱水ケーキの含水率を下げ、減量化を計っていく。脱水ケーキ以外の汚泥も資源化していく。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 脱水ケーキだけで保管した。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ R4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) —		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ R4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	18,107 t	t
	(これまでに実施した取組) 濃縮槽での濃縮性を善くした、脱水ケーキの含水率を下げ、減量化を図った。 濃縮汚泥18,654 tを547 tに減量化した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	18,000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 濃縮槽での濃縮性を善くし、脱水ケーキの含水率を下げ、減量化を計っていく。汚泥を資源化していく。 濃縮汚泥18,600 tを600 tに減量化する。		

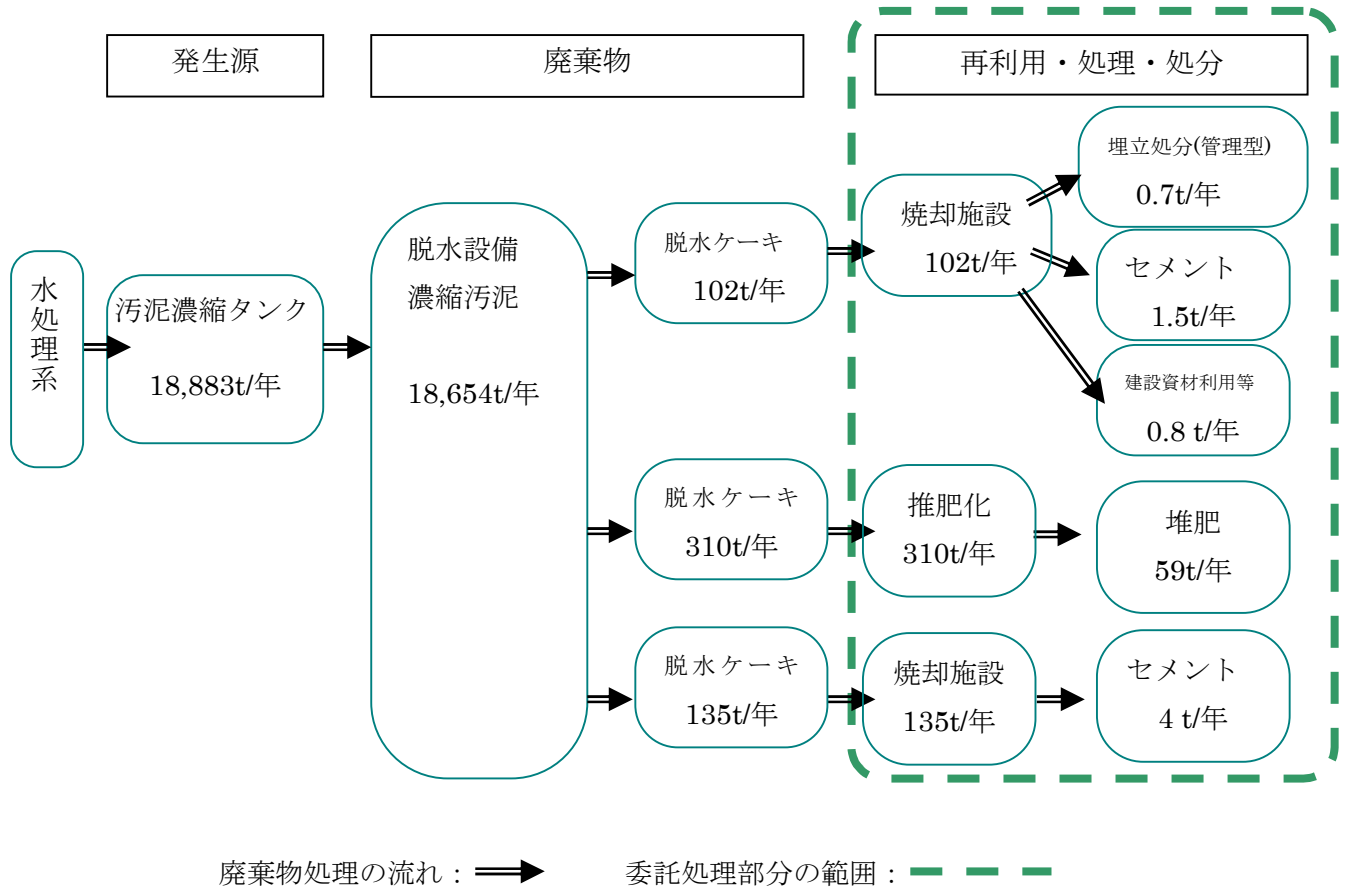
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ R4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) —		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ R4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	547 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	310 t	t
	再生利用業者への処理委託量	446 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 脱水汚泥547tを、堆肥化とセメント原料化した。 脱水汚泥102tを県内一括焼却処理し、0.7tを放射性焼却灰として埋立、1.5tをセメント原料、0.8tを建設資材利用等として資源化した。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	540 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	320 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	430 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組) 汚泥全量540tが、堆肥化又はセメント原料と熔融スラグになるよう目指す。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1



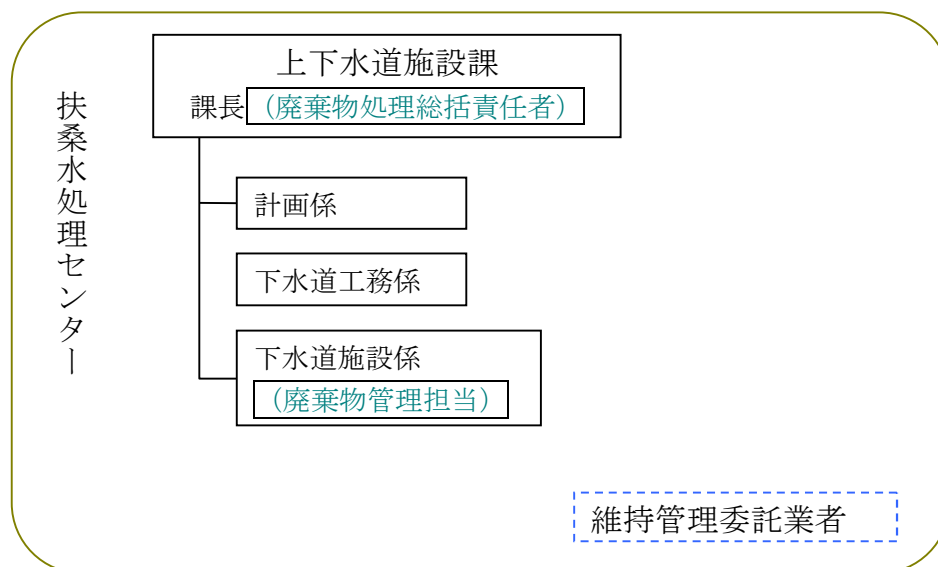
[廃棄物処理フロー図]

別紙2

＜産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項＞
管理体制図

総括責任者		所属：建設水道部 上下水道施設課	上下水道施設課長
廃棄物管理担当		所属：建設水道部 上下水道施設課 下水道施設係	下水道施設係長 廃棄物管理担当
割	廃棄物処理 統括責任者	○廃棄物処理方針の策定に関すること。 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定及び承認。	
	廃棄物監理 担当	○廃棄物処理計画の作成。 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討。 ○水処理及び汚泥処理施設の運転・維持管理状況の把握。 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理。 ○委託の契約に関すること。 ○産業廃棄物管理票の交付及び管理。 ○監督官庁への各種報告に関すること。 ○その他関係する事項	

廃棄物管理組織



※廃棄物処理総括責任者及び廃棄物管理担当は小山市本庁舎に常駐している。